別紙４－２

**配置販売業の業務体制等の概要**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）配置する医薬品の区分 | □第１類医薬品　□指定第２類医薬品　□第２類医薬品　□第３類医薬品  （第１類医薬品を配置しない場合は以下の（４），（７）の項目の記載は不要） | | | | |
| （２）配置販売業の営業時間 | ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　：  ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　： | | 営業時間の１週間の総和  　　 ①　　　　時間 | | |
| （３）一般用医薬品を配置販売する時間（顧客の居宅等を訪問し配置販売業務を行う時間） | ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　：  ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　： | | 薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の１週間の総和  ②　　　　時間 | | |
| （４）第１類医薬品を配置販売する時間 | ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　：  ・　　　曜日～　　　曜日　　　：　　　～　　　： | | 第１類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和  ③　　　　時間 | | |
| (５)鹿児島県内における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和 | | | | ④　　　　　　時間 | |
| (６)薬剤師及び登録販売者が一般用医薬品を配置する勤務時間数の１週間の総和（②）　　　　　時間  ≧鹿児島県内における薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和／２(④／２) 　　　　　時間 | | | | | |
| (７)第１類医薬品の配置販売に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和(③)　　　　　時間  ≧一般用医薬品の配置販売に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和／２(②／２)　　　時間 | | | | | |
| (８)一般用医薬品の適正配置を確保するための，指針の策定，従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか | | | | | 有・無 |
| (９)次に掲げる事項を講じているか。  ・ 従事者から配置販売業者への事故報告の体制の整備  ・ 一般用医薬品の適正配置のための業務に関する手順書の作成  ・ 一般用医薬品の適正配置のために必要となる情報の収集その他一般用医薬品の適正配置の確保を目的とした改善のための方策 | | | | | 有・無 |
| (１０) 既存配置との明確な区分けについて  ※指針及び手順書に反映させること | | * 既存配置の許可はない。 * 新配置販売業の許可取得後，既存配置販売業の許可は廃止する。   □　新配置販売業の許可取得後も既存配置販売業の許可を継続する。  　　 □配置箱その他の医薬品の保管場所を明確に区分けしている。  　　 □配置従事者の勤務体系を明確に区分けしている。  □その他の区分けする方法 | | | |